

令和8年度 平日県内宿泊・岐阜羽島駅利用促進助成金 Q&A

Q1 助成金の概要を教えてください。

平日に岐阜羽島駅を利用する団体旅行を促進するために、平日に県内を2泊以上宿泊する、募集型企画旅行商品に、宿泊人数（乗務員・添乗員等は除く）に応じて、有料人員（ツアー参加人数）一人あたり2,000円、1事業者あたり限度額を500,000円まで助成金を交付するものです。なお、旅行代金の割引を求めるものではありません。

Q2 対象となる旅行商品は、どのようなものですか。

以下の条件をすべて満たす旅行が対象です。

- ・県外を発地とし、岐阜羽島駅を利用した国内旅行商品
- ・発地は岐阜羽島駅から道路距離が約500km以上離れている地点（広島駅以西ただし、広島駅からの乗車は対象に含みます。）
- ・募集型企画旅行（受注型は対象外です。）
- ・岐阜県の宿泊施設に平日（要綱の別表1）に2泊以上の宿泊が必要です。2泊ともに平日であることが条件です。（岐阜羽島駅は平日以外の日に利用しても対象となります。）
- ・広報媒体等に「協力：岐阜県観光連盟」と記載
- ・令和8年4月1日から令和9年2月28日（帰着）までの間に催行されるツアー
- ・旅行商品の宿泊人員は有料人員（ツアー参加人数）が100人以上（乗務員・添乗員等は除く実績ベース）のツアー（延べ宿泊者数ではありません。）
- ・県内の観光施設等（宿泊施設、トイレ休憩のみの施設を除く）に2か所以上訪問・滞在
- ・他の助成制度を利用していない

Q3 岐阜羽島駅は発着共に利用する必要はありますか。

いいえ、岐阜羽島駅の利用は、片道利用でも助成対象となります。助成事業として採択の基準では、片道の利用よりも、往復の利用の方が加点点数は多くなります。なお、岐阜羽島駅は平日以外の日に利用しても対象となります。

Q4 申請できる旅行商品の設定期間はありますか。

令和8年4月1日～令和9年2月28日（帰着）までの間に催行される商品となります。

Q5 申請の対象となる事業者とは。

事業者とは、支店や営業所毎としています。助成金の上限額は、支店、営業所毎を一つの単位としています。また、同一事業者において、複数の申請は可能です。

Q6 申請の受付はいつからですか。また、いつまでに行う必要がありますか。

申請スケジュールは下記のとおりです。

＜仮申請受付＞

当該助成金の申請を予定される場合は、下記の期間において「仮申請書」をご提出ください。「仮申請書」の様式は当連盟Webサイトからダウンロードいただけます。

令和8年1月5日（月）～2月27日（金）必着（提出は郵送のみとしています。）

＜仮交付通知＞

令和8年3月6日（金）頃を目途に通知します。

＜申請受付＞

仮交付通知書を受け取った事業者は、要綱第4条に定める「助成金交付申請書」を

令和8年4月1日（水）～4月10日（金）までに郵送にて提出してください。

Q7 1回の申請で、複数のツアーを合算して申請はできますか。

はい、できます。

ただし、実績報告に係る、宿泊実績表や募集広告等の写し、宿泊利用証明書は、ツアー毎に必要となります。

また、ツアー毎に申請いただいても可能です。

Q8 同一商品で発地が異なるツアーは一つの商品と考えてよいですか。

はい、同一商品で発地が異なっても一つの商品とみなします。

ただし、同一ツアーであっても、発地が広島駅以東（広島駅乗車は助成対象に含みます。）の参加者は、助成金の対象外となります。

Q9 ツアーには、他の補助金や助成金との併用は可能ですか。

他の事業との併給は認めておりません。

Q10 ツアー行程中、岐阜県の他、他県の宿泊がある商品は助成対象となりますか。

他県への宿泊があっても、岐阜羽島駅を利用して、岐阜県での、平日宿泊が2泊以上あり、県内の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を2か所以上組入れた商品であれば、対象となります。

Q11 県内の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を2か所以上の訪問・滞在すること。と定めていますが、道の駅での立ち寄りは助成対象となりますか。

単なる通過や休憩ではなく、観光施設等に積極的に立ち寄り、地域に貢献するような滞在を求めています。立ち寄り場所や施設の種類、観光施設等での滞在時間が適切に確保されているか等を総合的に判断いたします。

Q12 申請書は、E-mail での提出は可能ですか。

E-mail での提出は受け付けておりません。必ず、ご郵送ください。

Q13 申請したツアーの採択基準を教えてください。

申請書から下記の評価項目を点数化して、点数の多い順に採択します。

＜採択項目＞

- ① 【県内経済波及効果】 ツアー参加者数、県内宿泊数、立ち寄り場所のエリア数
- ② 【催行性】 販売エリアの広域性、発地数
- ③ 【派生的効果】 広告宣伝
- ④ 【岐阜羽島駅活用度】 岐阜羽島駅の片道、往復の利用回数

Q14 実績報告書の提出期限はありますか。

事業終了後から 30 日以内に、実績報告書を提出してください。

Q15 実績報告には、どのような書類が必要ですか。

下記の書類をご郵送ください。

- ・実績報告書（様式第 4 号の 1）
- ・宿泊実績表（様式第 4 号の 2）
- ・ツアーの行程表
- ・ツアーの募集広告等に「協力：岐阜県観光連盟」の記載が確認できるパンフレット、チラシ、インターネットホームページの写しなどの広告物
- ・県内の各宿泊施設の記名押印がある宿泊利用証明書（様式第 5 号）
- ・岐阜羽島駅を発地または着地とした、貸切バスを利用したことが分かる書類（運送引受書写し等）（利用日、ツアーメンバー、参加者数が確認できること。）

※実績報告書にはご請求書の添付は必要ありません。

Q16 1回の申請で、複数のツアーを合算して申請した場合、実績報告の証明書等はツアー毎に必要ですか。

ツアー毎に、実績表、証明書をご提出ください。

提出の要領は下記のとおりです。

① 実績報告書（様式第4号の1）

複数合算して申請した場合は、まとめて1枚で提出してください。

② ツアー毎に必要な書類

（ア）宿泊実績表（様式第4号の2）

（イ）ツアーの行程表

（ウ）「協力：岐阜県観光連盟」の記載がある広告物等

（エ）宿泊利用証明書（様式第5号）

（オ）岐阜羽島駅を発地または着地とした、貸切バスを利用したことが分かる書類（運送引受書写し等）

上記の①②をまとめて、郵送してください。

Q17 県内の宿泊施設で、1泊目と2泊目が異なります。証明書は、施設毎に必要ですか。

はい、施設毎の証明書を提出してください。

Q18 助成金の入金までのスケジュールを教えてください。

助成金の入金までのスケジュールは下記のとおりとなります。

① 実績報告書を観光連盟に提出する。

- 観光連盟は、実績報告書等を検査し、「確定通知書」を送付します。
- ② 観光連盟から「確定通知書」が届いたら、「確定通知書」に記載の金額で「請求書」を提出する。
- 観光連盟は、「請求書」を受理してから 30 日以内に助成金を入金します。
- ※ 請求書は、当連盟から、助成金額の確定通知書（様式第 6 号）が申請者に届いた後、ご提出ください。

Q19 助成金は課税対象になりますか。

当連盟では判断いたしかねます。

助成金の課税関係は、個別の取引内容や税法の解釈によって異なり、税務署の管轄となります。お手数をおかけいたしますが、申請者にて所轄の税務署にご確認いただきますようお願いします。